

資料2：『ミャンマー連邦共和国憲法 2008年』関連条項抜粋

緊急事態関連

- 第410条 大統領は、管区域、州、連邦直轄領または行政自治地域において、行政機能を憲法で定められた規定に従って行使できないことが明らかになったり、当該地域の関係機関から通報があった場合、国防及び治安国家評議会と協議の上、法律と同等の効力を持つ命令を発し、緊急事態を宣言することができる。
- 第417条 大統領は、国家の主権を、暴動、テロ及び非合法的暴力手段によって奪おうとする行為及び企てによって、連邦の崩壊、諸民族の分裂または国家主権の喪失につながる緊急事態が生じた場合もしくは生じるであろう確たる理由がある場合、国防及び治安国家評議会と協議の上、法律と同等の効力を有す命令を発し、緊急事態を宣言することができる。当該命令には、緊急事態宣言が効力を有する地域は全土に及ぶこと、また期間は布告が発せられた日より1年間であることを明記しなければならない。
- 第418条 第1項 第417条に基づき緊急事態が宣言された場合、大統領は、国家の現状をすみやかに回復するために必要な責務を遂行できるよう、国軍最高司令官に、国家の立法権、行政権及び司法権を委譲したことを宣言しなければならない。当該宣言が発せられた日より、全ての議会及び指導組織は立法機能を停止したと見なされなければならない。また、それらの議会の任期満了時に、当該議会は自動的に解散したと見なされなければならない。
- 第2項 国軍最高司令官に国権を委譲し行使させる日より、本憲法にあるいかなる規定にもかかわらず、大統領及び副大統領を除き、当該議会が同意し、憲法に従って任命された機関の構成員及び行政自治区域指導組織または行政区指導組織の構成員はその職務を停止されたものと見なされなければならない。
- 第425条 国防及び治安国家評議会は、連邦議会の任期満了後において、国軍最高司令官から、事情説明の上、託された責務を完遂できず、期間の延長が必要であるとの提案があった場合、通常1回につき6ヶ月、2回まで期間を延長することができる。
- 第73条 第1項 大統領が任期満了以前に、辞職、死亡、職務遂行不能、その他何らかの理由により欠員となった場合には、副大統領2名のうち、大統領

選出選挙で次点であった副大統領が大統領代行としてその職務を遂行しなければならない。

第 2 項 連邦議会の会期中に大統領が欠員となった場合、大統領代行は、7 日以内に大統領の欠員をうめるよう連邦議会統括者にすみやかに通告しなければならない。

第 3 項 連邦議会統括者は、大統領代行からの通告書を受け取った場合、欠員となった大統領を副大統領として選出していた議員集団に、副大統領 1 名を選出させなければならない。

第 4 項 当該議員集団が、副大統領を新たに選出したのち、連邦議会全ての議員からなる大統領選挙人団は、3 名の副大統領のなかから好ましい者を、大統領として選出しなければならない。

第 5 項 連邦議会の会期中でない場合には、連邦議会統括者は、大統領代行から通告書を受け取った日から数えて 21 日以内に、連邦議会を召集し、上記同様の手続きに従って、欠員となっている大統領を選出させなければならない。

第 6 項 大統領は、連邦議会の会期中に、副大統領が辞職、死亡または職務遂行不能もしくはその他何らかの理由により欠員となった場合には、当該副大統領を選出した議員集団に対し、7 日以内に副大統領を選出するよう、連邦議会統括者にすみやかに通告しなければならない。

第 7 項 連邦議会の会期中でない場合は、連邦議会統括者は、大統領から通告書を受け取った日から数えて 21 日以内に、連邦議会を召集し、定められた手続きに従って、当該議員集団に、副大統領 1 名を選出させなければならない。

国家顧問関連

第 217 条 本憲法で定められた規定に反しない限り、連邦の行政権は大統領に存す。但し、本規定は、連邦議会が、しかるべき権威ある機関や個人に対し、責務と権限を委譲することができないということを意味するものではない。さらに、本規定は、現行法に基づいて設置されている機関や個人に対し委譲されている責務と権限は、大統領に対して委譲されたものであると見なすことを意味するものでもない。

第 218 条 第 1 項 行政に関して連邦政府が責任を持って行う全ての行為は、大統領の名において行われなければならない。

第 2 項 大統領は、大統領が自らの意思で行うと本憲法で定めている事項を除き、連邦政府が執行権を有す事項及び同事項の連邦政府大臣への執行権の分権委譲、法律によるある個人への執行責任の分権委譲に

関し、必要とされる規則を定める権限を有す。

第3項 大統領名で発せられる命令及び文書は、大統領が既に定めた規則に従った方法によって発せられなければならない。さらに、そのように発せられた命令及び文書を、大統領による命令及び文書でないという理由で、適用外として拒否する権利は与えられない。

第4項 大統領は、第1項、第2項及び第3項の規定における一般的な解釈を逸脱しない限り、自らの責務を、地方機関または政府機関が執行するに相応しいとして、分権委譲することができる。

【出所】伊野憲治（訳）「邦訳『ミャンマー連邦共和国憲法 2008年』（1）」『基盤教育センター紀要』第32号、2019年、141～206ページ；同「邦訳『ミャンマー連邦共和国憲法 2008年』（2）」『基盤教育センター紀要』第33号、2019年、59～129ページ；同「邦訳『ミャンマー連邦共和国憲法 2008年』（3）」『基盤教育センター紀要』第34号、2020年、43～104ページ。